

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和5年（2023年）12月11日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 林 義之

- 1 件名
移動式粉末（第3種）消火設備 2台
- 2 納入場所
別紙1仕様書のとおり
- 3 仕様等
別紙1仕様書のとおり
- 4 納入期限
令和6年3月29日
- 5 入札条件
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「消防用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」の何れかであること。
 - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）をファクシミリを使用して提出すること。（FAX 番号083-231-3338）

7 申請書提出期間

令和5年12月11日（月）午前9時から

令和5年12月15日（金）午後5時まで

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和5年12月18日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX 番号083-231-3338）

質問の期限は、令和5年12月20日（水）午後1時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

10 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

(2) 日時

令和5年12月11日（月）午前9時から

令和5年12月15日（金）午後5時まで

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和5年12月22日（金）午前10時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に課税部分の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の課税部分の110分の100に相当する金額に非課税及び不課税部分の金額を加算した金額を記載すること。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、令和5年12月20日（水）午後1時までに、経営管理課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札後、落札者は、契約までに入札額に係る内訳書を下関市上下水道局経営管理課に提出すること（様式は、別添の「内訳書」を使用すること。）。
- (10) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

別紙 1 仕様書

1 件名

移動式粉末（第 3 種）消火設備 2 台

2 納品場所

下関市春日町 7 番 3 2 号 下関市上下水道局本庁舎地下機械室及び電気室

3 納期

令和 6 年 3 月 2 9 日まで

4 内容

本庁舎地下機械室及び電気室に 1 台ずつ設置しているハロゲン化物消火設備について撤去し、新たに移動式粉末消火設備を設置するもの

(1) 設置する移動式粉末消火設備の品名・規格等及び数量は次のとおり

設置箇所	品名・規格等	数量
機械室	移動式粉末（第 3 種）消火設備 エクスチンパンサー PAN-100EMX（2023 年又は 2024 年製）	1 台
電気室	移動式粉末（第 3 種）消火設備 エクスチンパンサー PAN-100EMX（2023 年又は 2024 年製）	1 台

※同等品可。ただし、設置する消火設備及び設置箇所については、設置前に発注者の確認を得ること。納品時に移動式粉末消火設備の仕様が分かる書類を提出すること。設置箇所は、別添位置図のとおり

(2) 撤去するハロゲン化物消火設備の品名・規格等及び数量は次のとおり

設置箇所	品名・規格等	数量
機械室	ハロン 1 3 0 1 移動式消火設備（型式 H- V20 型、日昭産業株式会社製造）	1 台
電気室	ハロン 1 3 0 1 移動式消火設備（型式 H- V20 型、日昭産業株式会社製造）	1 台

(3) 設置する移動式粉末消火設備にはリサイクルシールを貼付すること。

(4) 撤去するハロゲン化物消火設備は受注者において適切に処分すること。

(5) 移動式粉末消火設備を設置する際、表示灯の電源工事を行うこと。電源に

については既設（加工可）の使用を認める。

- (6) 業務により生じたすべての廃材については、受注者において適切に処分すること。
- (7) 設置及び撤去に必要となる器材及び資材等は、すべて受注者で負担すること。
- (8) 施工現場の安全及び衛生に関する管理は、関係法令に従って受注者の責任において行うこと。ただし、万一災害や事故等が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、その経緯を担当者に報告すること。
- (9) 施工中に建物内の床や壁、他の既設工作物に損傷を与えた場合は速やかに担当者に報告するとともに、受注者の責任において原型復旧すること。
- (10) 移動式粉末消火設備の設置後は、発注者の指示する消防署に対して必要な申請を行うこと。
- (11) 施工にあたっては関係法令を遵守すること。

5 注意事項

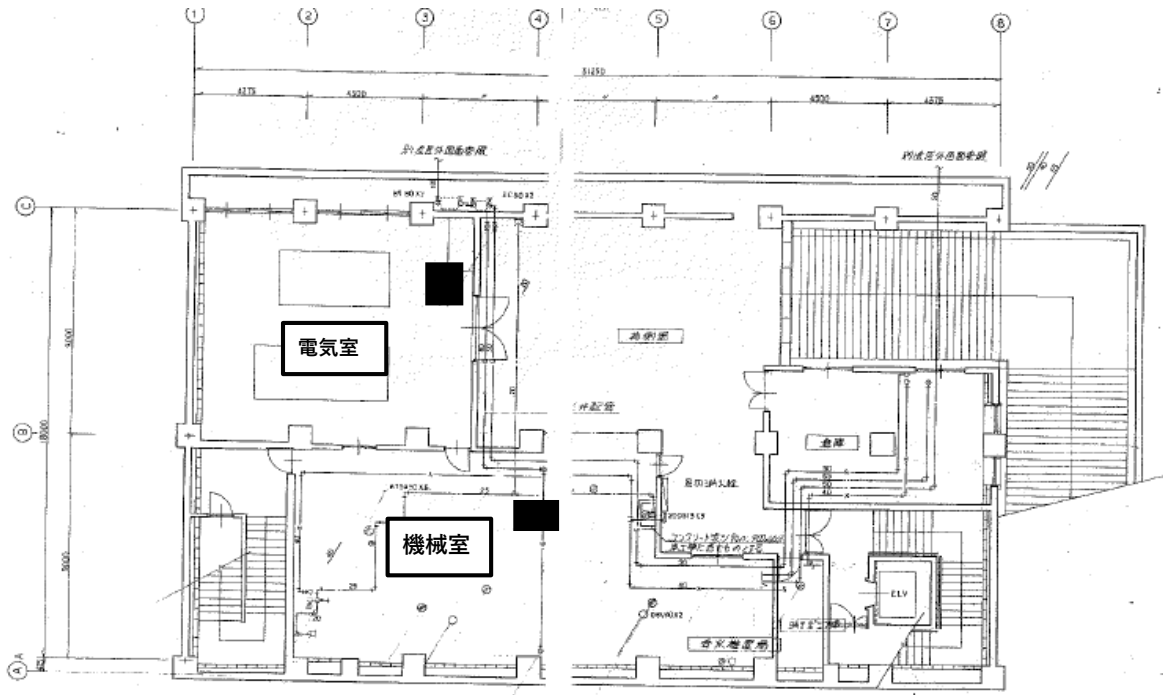
- (1) 施工に際しては、必ず現地確認を行い、発注者と協議すること。
- (2) 作業工程は発注者と協議し決定すること。
- (3) 施工は、原則 8：30～17：00 で実施し、それ以外の時間帯に行う場合は発注者に報告すること。
- (4) 本仕様に不明な点があれば現地確認を行うこと。現地確認を行う場合は、発注者と調整を行うこと。
- (5) 施工に必要な水道水や電力は、本庁舎内の給水栓やコンセントから無償で使用可能とする。
- (6) 施工に関して本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議すること。

6 問い合わせ先

下関市上下水道局 企画総務課 総務係 TEL 083-231-3121

以上

別添位置図



■ ...設置箇所

内 訳 書

年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

件 名 移動式粉末（第3種）消火設備 2台

名 称	単価（税抜）	数量	金額（税抜）	摘 要
移動式粉末（第3種）消火設備		2		課税
リサイクルシール		2		非課税
合計（入札額）				